［削る］

別表第二号の二　免許記録記録事項等の一部を公表する無線局（第11条第５項関係）

［略］

別表第五号の五　記載事項等の変更届出書の様式（第43条第５項関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

記載事項等変更届出書

年　月　日

総務大臣　殿（注１）

収入印紙貼付欄
（注２）

□電波法施行規則第43条第１項、第２項又は第３項の規定により、記載事項を変更したので、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。あわせて、電波法第21条第２項の規定により、無線局の免許記録に変更があつたので、届け出ます（電波法施行規則第43条第１項及び第２項にあつては、免許記録に記録した事項の変更に係るものに限ります。）。

□電波法施行規則第43条第４項の規定により、定款又は理事に関し変更するので、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。
（注３）

また、上記の届出（免許記録に記録した事項の変更に係るものに限ります。）に併せて、電波法第14条の２の規定により、免許記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。（注４）

記

１　届出者（注５）

［表略］

第五章　経過規定

（旧法による局の免許の有効期間）

第五十三条　法附則第九項に規定する無線局の免許の有効期間は、左の各号に掲げる無線局の種別ごとに、法施行の日から起算してそれぞれ下記に掲げる期間とする。

一　放送局　三年
二　放送中継局　三年
三　船舶局　三年
四　海岸局　一年六箇月
五　基地局　二年
六　陸上移動局　二年
七　簡易無線局　二年
八　実験局（実用化試験局を含む。）　一年
九　その他の局　二年六箇月

２　旧法（これに基づく命令を含む。）の規定に基いて免許（施設の許可をいう。）を与えられた無線局であつて免許の有効期間が前項の期間に満たないものは、前項の規定に拘わらず有効期間はその経過によつて満了するものとする。

別表第二号の二　免許状記載事項等の一部を公表する無線局（第11条第５項関係）

［同左］

別表第五号の五　［同左］

記載事項等変更届出書

年　月　日

総務大臣　殿（注１）

□電波法施行規則第43条第１項、第２項又は第３項の規定により、記載事項を変更したので、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。

□電波法施行規則第43条第４項の規定により、定款又は理事に関し変更するので、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。
（注２）

記

１　届出者（注３）

［表同左］